

名古屋市社会福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている介護・障害福祉サービス等を提供する事業者の負担を軽減し、安定的にサービス提供できるよう支援するため、予算の範囲内において、名古屋市社会福祉施設物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）事業所等

本市内において別表1から別表3に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所であって、本市の認可又は指定を受けたものをいう。

（2）地域生活支援事業入所施設等

事業所等のうち、別表1に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所をいう。

（3）地域生活支援事業通所事業所等

事業所等のうち、別表2に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所をいう。

（4）訪問事業所等

事業所等のうち、別表3に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所をいう。

（交付の対象）

第3条 支援金の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する事業所等を運営する法人等とする。

（1）令和8年3月1日時点において、利用者に対するサービス提供を実施していること。

（2）国及び地方公共団体が運営していないこと。

（支援金の対象経費及び交付額）

第4条 支援金の対象となる経費及び交付額は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援事業入所施設等

別表 1 のとおり

(2) 地域生活支援事業通所事業所等

別表 2 のとおり

(3) 訪問事業所等

別表 3 のとおり

- 2 前項に定める支援金の交付にあたっては、光熱費を対象経費とする場合は、対象事業者が事業所等の光熱費の全部又は一部を負担していること、食材費を対象経費とする場合は、対象事業者が利用者へ提供する食事に係る食材費の全部又は一部を負担していることを要するものとする。

(交付の申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、令和 7 年度名古屋市社会福祉施設物価高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を別表 1 から別表 3 に掲げる介護、障害福祉の区分ごとに名古屋市長（以下「市長」という。）が別に定める日までに市長へ提出するものとする。

(交付の決定等)

第 6 条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

- 2 交付の決定及びその通知は支援金を交付すべきものと認めた対象事業者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。

- 3 第 1 項の審査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、令和 7 年度名古屋市社会福祉施設物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第 2 号）により支援金の交付の申請を行った対象事業者に通知するものとする。

- 4 市長は、受理した申請書に係る交付申請額の総額が予算の範囲を超えた日（以下「終了日」という。）をもって受付を終了する。なお、終了日に複数の申請書を受理した場合は、次条に定める抽選により交付対象とする対象事業者を決定する。

(抽選)

第 7 条 市長は、終了日に複数の申請書を受理した場合、くじ引きによる抽選を公開で

行い順位を決め、予算の範囲を超えない順位までを支援金の交付対象者（以下「当選者」という。）とする。

2 当選者が提出した申請書の取扱いは、前条の規定を準用する。

（交付の取消し等）

第8条 市長は、支援金の交付をした場合において、対象事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、交付の取消しを決定し、支援金の返還を命ずることができる。

（1）申請の取下げがあった場合

（2）本要綱に違反した場合

（3）虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

（4）重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

（実績報告）

第9条 名古屋市補助金等交付規則第14条に定める実績報告は、第5条に定める申請書をもって代えるものとする。

（検査及び報告）

第10条 市長は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて対象事業者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた対象事業者は前項の検査及び報告等に協力しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正前の要綱により交付された支援金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱により交付された支援金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱により交付された支援金については、なお従前の例による。

別表 1（地域生活支援事業入所施設等）

区分	事業種別	対象経費及び交付額
障害 福祉 区分	福祉ホーム	・ 光熱費 1 定員当たり 20,000 円 ・ 食材費 1 定員当たり 22,500 円

別表 2（地域生活支援事業通所事業所等）

区分	事業種別	対象経費及び交付額
障害 福祉 区分	精神障害者地域活動支援、デイサービス型地域活動支援、作業所型地域活動支援、日中一時受入（あいち診療所滝の水「憩いの学校」に限る）	・ 光熱費 1 定員当たり 7,000 円 ・ 食材費 1 定員当たり 7,500 円

別表 3（訪問事業所等）

区分	事業種別	対象経費及び交付額
介護 区分	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、生活支援型訪問サービス、居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売	・ 光熱費 1 事業所等当たり 35,000 円
障害 福祉 区分	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、移動支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	

注 1：別表 3 の介護区分には各介護予防サービスを含む。

注 2：介護サービスと介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営する事業所等である場合、福祉用具貸与と特定福祉用具販売を一体的に運営する事業所等である場合、介護区分と障害福祉区分の両方のサービスを一体的に実施する事業所等である場合、同一のスペースにおいて複数のサービスを一体的に実施する事業所等である場合は、一の事業所等として扱う。